



# 安全運転管理者の業務

- 運転者の適性等の把握
- 運行計画の作成
- 交替運転者の配置
- 異常気象時等の措置
- 点呼と日常点検
- 運転前後の酒気帯び確認
- 酒気帯び確認の記録・保存
- 運転日誌の備え付け
- 安全運転指導



令和4年4月1日から

運転前後の運転者に対し、目視等(顔色、呼気の臭い、声の様子等)により酒気帯びの有無の確認をすること、又その確認内容を記録し、1年間保存することが義務付けられました。さらに…

令和5年12月1日から

アルコール検知器の使用が義務化になります



運転前後のドライバーに対して目視だけではなく、アルコール検知器を使用して酒気帯びの有無の確認をしなければなりません。

アルコール検知器は、、、

- 酒気帯びの有無を警告音、警告灯、数値等により示すもの
  - 正常に作動し、故障がない状態で保持すること
- と定められています。



飲酒運転根絶に向けた積極的な取り組みを!



交通安全情報  
発信中!



※現在の名称は「X」となっています。